

一宮市犯罪被害者等支援条例（素案）の概要

条例制定の趣旨

2004年に制定された「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）では、地方公共団体の責務として、犯罪被害者やその家族または遺族（以下「犯罪被害者等」）の支援に関し、地域の状況に応じた施策の策定・実施を規定しており、全国的に条例制定の動きが広がっています。愛知県においても、2022年に「愛知県犯罪被害者等支援条例」の制定・施行、また翌年には「愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針」が策定され、国や市町村、民間支援団体等との連携を前提とした支援の基本的な方針が示されました。

本市においても、国や県との適切な役割分担を踏まえながら、最も身近な基礎自治体として、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援していくため、本市における犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めようとするものです。

条例（素案）の構成

【基本事項】

第1条 目的

- ・条例制定の目的

第2条 定義

- ・用語の定義

第3条 基本理念

- ① 犯罪被害者等の個人の尊厳
- ② 二次被害、再被害防止への配慮
- ③ 途切れることのない支援の提供

【市の責務と市民や事業者の役割】

第4条 市の責務

- ・関係機関等との連携、施策の実施

第5条 市民の役割

- ・支援の必要性の理解、二次被害防止への配慮等

第6条 事業者の役割

- ・支援の必要性の理解、二次被害防止への配慮等
- ・刑事手続きに対する労働環境の配慮等

【犯罪被害者等への支援】

第7条 相談及び情報の提供等

- ・相談対応、情報提供、総合窓口の設置等

第8条 経済的負担の軽減等

- ・経済的支援、日常生活支援、居住の安定への支援

【理解の増進と人材育成】

第9条 広報及び啓発

- ・市民への広報、啓発

第10条 人材の育成

- ・支援従事者の人材育成

【その他】

第11条 個人情報情報の適切な管理

第12条 意見の反映

第13条 支援を行わないことができる場合

第14条 委任